

○武蔵野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例

平成26年12月25日条例第44号

改正

平成27年3月24日条例第19号

平成27年6月29日条例第43号

平成28年3月22日条例第19号

平成28年6月30日条例第38号

平成29年3月22日条例第12号

平成29年6月30日条例第26号

平成30年6月29日条例第30号

平成30年12月21日条例第41号

令和元年9月25日条例第37号

武蔵野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づく子どものための教育・保育給付（法附則第6条第1項の規定による保育費用の支払を含む。別表備考6において同じ。）に係る教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者（以下「利用者」という。）が負担すべき費用（以下「利用者負担」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

**第2条** この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(利用者負担の額)

**第3条** 利用者負担の額は、次に掲げる額とし、別表のとおりとする。

- (1) 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号又は第30条第2項第1号から第3号まで（法附則第9条第1項の規定の適用があるときは、同項第1号イ、第2号イ(1)若しくはロ(1)又は第3号イ(1)）に規定する政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して武蔵野市（以下「市」という。）が定める額
- (2) 法附則第6条第4項の規定により保育費用を利用者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して特定保育所における保育に係る保育認定子どもの年齢等に応じて市が定める

額

(利用者負担の徴収)

**第4条** 市長は、市立保育所（武蔵野市立保育園条例（昭和33年10月武蔵野市条例第19号）別表に掲げる保育園をいう。）又は市が特定地域型保育事業者として特定地域型保育を提供する施設において教育・保育給付認定子どもに対して保育を行ったときは、当該教育・保育給付認定子どもに係る利用者から前条第1号の額を徴収するものとする。ただし、市の区域外に居住地を有する利用者については、当該利用者が居住地を有する市町村（特別区を含む。）が定める額を徴収するものとする。

2 市長は、教育・保育給付認定子どもに対して法附則第6条第1項の規定により市が支払う保育費用に係る保育を特定保育所が行ったときは、当該教育・保育給付認定子どもに係る利用者から前条第2号の額を徴収するものとする。

(利用者負担の額の決定等)

**第5条** 市長は、利用者負担の額を決定し、又は変更したときは、その旨を利用者及びその利用に係る特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者に通知するものとする。

(利用者負担の減免)

**第6条** 市長は、利用者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用者負担を減額し、又は免除することができる。

(1) 震災、風水害、火災その他の災害を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、やむを得ない事情により利用者負担を支払うことが著しく困難であると市長が認めるとき。

2 前項の規定による利用者負担の減額又は免除を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(武蔵野市保育料審議会)

**第7条** 利用者負担の額について、市長の諮問に応じ審議するため、武蔵野市保育料審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会について必要な事項は、規則で定める。

(委任)

**第8条** この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、法の施行の日から施行する。

(武蔵野市保育の実施に関する条例の廃止)

2 武蔵野市保育の実施に関する条例（平成24年12月武蔵野市条例第41号）は、廃止する。

(準備行為)

3 第5条の規定による利用者負担の額の決定及び変更、その旨の通知その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の前においても行うことができる。

付 則（平成27年3月24日条例第19号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成27年6月29日条例第43号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表備考4の改正（同表備考4を同表備考6とする部分を除く。）は、平成27年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表備考6の規定は、平成27年9月分以後の月分の利用者負担について適用し、同年8月分以前の月分の利用者負担については、なお従前の例による。

付 則（平成28年3月22日条例第19号）

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表備考7の規定は、平成28年4月分以後の月分の利用者負担について適用し、同年3月分以前の月分の利用者負担については、なお従前の例による。

付 則（平成28年6月30日条例第38号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の武蔵野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の規定は、平成28年4月分以後の月分の利用者負担について適用し、同年3月分以前の月分の利用者負担については、なお従前の例による。

付 則（平成29年3月22日条例第12号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

付 則（平成29年 6 月30日条例第26号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の武蔵野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（別表備考 6 を除く。以下「新条例」という。）の規定は、平成29年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 新条例の規定は、平成29年 4 月分以後の月分の利用者負担について適用し、同年 3 月分以前の月分の利用者負担については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表備考 6 の規定は、平成29年度以後の年度分の所得割（同表備考 6 に規定する所得割をいう。以下同じ。）の額の計算について適用し、平成28年度以前の年度分の所得割の額の計算については、なお従前の例による。

付 則（平成30年 6 月29日条例第30号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の武蔵野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成30年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 新条例の規定は、平成30年 4 月分以後の月分の利用者負担について適用し、同年 3 月分以前の月分の利用者負担については、なお従前の例による。

付 則（平成30年12月21日条例第41号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の武蔵野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の規定は、平成30年 9 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表備考 7 及び 8 の規定は、平成30年 9 月分以後の月分の利用者負担について適用し、同年 8 月分以前の月分の利用者負担については、なお従前の例による。

付 則（令和元年 9 月25日条例第37号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の規定は、令和元年10月分以後の月分の利用者負担について適用し、同年9月分以前の月分の利用者負担については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

- 1 特定教育・保育（教育に限る。）、特別利用教育、特別利用保育又は特別利用地域型保育を受けたときの利用者負担の額 0円
- 2 特定教育・保育（保育に限る。）又は特定地域型保育（特別利用地域型保育を除く。）を受けたときの利用者負担の額

各月初日において保育を受ける子どもの属する世帯等の階層区分		利用者負担の月額（各階層区分の上段が保育標準時間認定を受けた場合、下段が保育短時間認定を受けた場合の金額）（単位 円）			
階層区分	定義	0歳の子 ども	1歳及び 2歳の子 ども	3歳の子 ども	4歳以上 の子ども
A	生活保護世帯等又は里親である教育・保育給付認定保護者	0	0	0	0
		0	0	0	0
B	A階層を除き、当該年度分（4月から8月までにあつては、前年度分。以下同じ。）の市町村民税非課税世帯	0	0	0	0
		0	0	0	0
C	A階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯のうち、均等割のみ課税されるもの	2,500	2,300	0	0
		1,800	1,600	0	0
D 1	A階層及びC階層を 48,600円未満	6,700	5,600	0	0
		4,800	4,000	0	0
D 2	階層を 除き、 48,600円以上52,100円未満	8,500	7,000	0	0
		6,100	5,000	0	0
D 3	当該年 度分の 52,100円以上66,500円未満	10,500	8,600	0	0
		7,600	6,200	0	0
D 4	市町村 民税課 66,500円以上84,500円未満	12,500	10,300	0	0
		9,000	7,400	0	0

D 5	税世帯 であつ	84,500円以上97,000円未満	15,000	12,200	0	0
			10,900	8,800	0	0
D 6	て、そ の市町	97,000円以上139,000円未満	17,000	14,000	0	0
			12,300	10,100	0	0
D 7	村民税 所得割	139,000円以上159,000円未満	19,000	15,700	0	0
			13,800	11,400	0	0
D 8	合算額 が次の	159,000円以上169,000円未満	23,000	19,600	0	0
			16,700	14,200	0	0
D 9	区分に 該当す	169,000円以上204,000円未満	27,000	24,000	0	0
			19,600	17,400	0	0
D 10	るもの	204,000円以上229,000円未満	31,500	28,500	0	0
			22,900	20,700	0	0
D 11		229,000円以上244,000円未満	35,500	33,000	0	0
			25,800	24,000	0	0
D 12		244,000円以上259,000円未満	39,500	37,000	0	0
			28,700	26,900	0	0
D 13		259,000円以上271,000円未満	43,500	40,500	0	0
			31,600	29,400	0	0
D 14		271,000円以上281,000円未満	46,800	43,500	0	0
			34,000	31,600	0	0
D 15		281,000円以上291,000円未満	50,000	46,500	0	0
			36,300	33,800	0	0
D 16		291,000円以上301,000円未満	53,700	50,000	0	0
			39,000	36,300	0	0
D 17		301,000円以上353,000円未満	56,000	52,000	0	0
			40,700	37,800	0	0
D 18		353,000円以上383,000円未満	58,500	54,000	0	0
			42,500	39,200	0	0
D 19		383,000円以上397,000円未満	63,500	58,000	0	0

			46,100	42,100	0	0
D20	397,000円以上475,300円未満		66,500	60,000	0	0
			48,300	43,600	0	0
D21	475,300円以上600,600円未満		69,500	62,000	0	0
			50,500	45,000	0	0
D22	600,600円以上782,400円未満		73,000	65,500	0	0
			53,000	47,600	0	0
D23	782,400円以上964,200円未満		76,000	68,000	0	0
			55,200	49,400	0	0
D24	964,200円以上		79,000	71,000	0	0
			57,400	51,600	0	0

#### 備考

- この表において「生活保護世帯等」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯をいう。
- この表において「里親」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に規定する里親をいう。
- この表において「保育標準時間認定」とは子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条第1項の規定による1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の保育必要量の認定を、「保育短時間認定」とは同項の規定による1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の保育必要量の認定をいう。
- この表において「市町村民税非課税世帯」とは、法第30条の4第3号に規定する市町村民税世帯非課税者の属する世帯をいう。
- この表において「市町村民税所得割合算額」とは、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「政令」という。）第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。
- この表における子どもの年齢計算については、子どものための教育・保育給付に係る教育又は保育が行われた日の属する年度の初日の前日を基準日として行うものとし、その年齢は

当該年度中に限り変更しないものとする。

7 市町村民税所得割合算額が77,101円未満である場合における特定利用者（利用者のうち、次に掲げるものをいう。以下同じ。）（政令第4条第2項第7号及び第8号に掲げる者を除く。）にあつては、この表に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。

(1) 政令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者

(2) 扶養義務者のうち、その者又はその者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育のあつた月において要保護者等（政令第4条第2項第6号に規定する要保護者等をいう。）に該当するもの

8 負担額算定基準子ども（政令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。）が同一の世帯に2人以上いる場合の利用者に係る利用者負担の決定については、同条の規定を準用する。

9 特定被監護者等（政令第14条に規定する特定被監護者等をいう。）が2人以上いる場合の利用者（当該利用者及び当該利用者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額が57,700円未満（特定利用者にあつては、77,101円未満）であるときに限る。）に係る利用者負担の決定については、同条の規定を準用する。